

## 令和7年度第1回滋賀県特別支援教育支援委員会(概要)

- 開催日時： 令和7年9月2日(火)午後2時～午後4時  
開催場所： 滋賀県庁北新館5階5A会議室(オンライン同時開催)  
出席委員： 宇野委員、上ノ山委員、福田委員、白石委員、磯部委員、清水委員、  
福井委員、澤委員、中塚委員、柏原委員、木村委員、池崎委員、吉田委員、  
徳田委員、田中委員、吉原委員、佐藤委員、大久保委員、桑田委員  
事務局： (特別支援教育課) 嘉瀬課長、安井参事、山内参事、廣部主査、  
森指導主事、小林指導主事

### 【会議概要】

- ・開会挨拶
- ・委員紹介
- ・副会長選出 中塚委員
- ・滋賀県特別支援教育支援委員会の役割および議題について
  
- ・議事
  - (1)本県における特別支援教育の現状と課題について(資料2)
  - (2)今後の本県特別支援教育の取組について(資料3)
    - 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」の次期計画の策定に向けて

### 《議事(1)本県における特別支援教育の現状と課題について、事務局より説明》

#### (会長)

滋賀県における特別支援教育の現状・課題について、委員の皆さんから学校現場、あるいは日々の取組の中で感じておられること、今後こういう取組が必要なのではないかなという点についてご意見をお願いしたい。

一つ目の特別な支援を必要とする児童生徒数の増加ということに関わって、指導の充実や教育についてご意見、あるいは現場の状況などご発言いただきたい。

#### (委員)

確かに10年前に比べて、特別支援学級のお子さんが増えていると感じる。例えば、今まで行ってきた市内町内の特別支援学級の子もたちの行事、発表であったりキャンプであったりの運営がしにくくなってきているのを感じる。

また特別支援教育研究会で、年に一度、県内中学校の特別支援学級の生徒が集まり、皇子山陸上競技場で陸上競技をするという場があったが、バスのことであったり、一堂に会

したりといったところで運営が困難となっており、このようなことがあちこちで起きているのではないかと考えている。それに加えて、コロナということもあったので、ますます厳しくなっている状況があると思った。

(委員)

幼稚園の立場というところで、園では特別支援学級はないので、みんなと一緒にクラスの中で過ごしている。加配の先生がいて、支援の必要な子たちに支援をしながら、クラスみんなの中で過ごすという形態なので、そこは小学校以降の教育現場とは少し違うかもしれない。支援を必要とする子も増えてきている中、周りの子どもたちがいかにその子たちのことをよく理解して一緒に生活するか、その子がどんなことで困るのか、どういう特性があるのかということも、教えるというよりも一緒に生活する中で感じている。子どもたちの方が柔軟でそこはよくわかっている。担任の先生も加配の先生任せではなく、しっかりとその子の状況や支援なども理解した上で、どのように学級経営をするのかインクルーシブな取組を求められていると感じる。

(委員)

私も中学校の特別支援学級の担任が長いですが、以前は一つのまとまりとして学級経営ができた。最近は、特別支援学級の中でも個別に対応しなければならないケースや、子どもたちのいろいろな課題等があり、5人などの学級の中でも、さらに個別に対応しなければならないというところで、先生方が苦勞されている部分がある。

自閉症・情緒障害学級でいうと、人数は少なくとも、いわゆる自閉症の子とADHD傾向の強い子とが一緒に空間の中で勉強するということがなかなか難しいということもある。部屋の空間を分けるなど、そういう工夫も必要になるケースが多くなってきたというのを感じている。

(会長)

ただ人数が増えているだけではなく、個別の対応が必要なお子さんも増えているのではないかとということを出していただいた。

(委員)

高等学校の場合は、入試を終えて、定員を満たしている学校と定員を満たしていない学校で大きく状況が変わってくると思う。小学校、中学校とは違い、特別支援学級は全くない。全て一緒のところ学んでいる。

本校の事情で言うと、各学年2クラス編成で、定員を割っている。その中でやはり特別な配慮が必要な生徒の割合というのは増えてきていると考える。

グレーゾーンや、手帳を持って入学してきている子もおり、状況は様々だが、特別支援

学級はないので全く同じ状況で学ばないといけない。高等学校の教育課程なので、休むこともなかなか難しいし、オンラインなどいろんな方法をとってということではあるが、履修に必要な時間数は決まっている。義務教育ではないので、一定の成績を取らないと単位の習得が難しいということもあるので、本校は、1年生は2クラスだが、特別支援教育支援員1名と、空いている時間に先生方にできるだけいろんな授業に入っただいて、支援を行っている状況である。今後更に数が増えるとか、状況が変わって大変になってきたときには、なかなか学校内だけでは支援をしていくことが難しくなってくるのではないかとこの状況である。

(委員)

高等学校の状況で一言。巡回相談員で行ったある高等学校のことであるが、そこは偏差値でいうと50を超えるぐらいの高等学校で、担当の先生がおっしゃるには、例えば3年生だったら3人が支援の対象だったのが2年生で7人、1年生は14人と、年を経るごとに増えてきているということであった。いろいろ高等学校があるだろうが、その辺りの高等学校でも、増えているというようなことをおっしゃっていたのでお知らせしておく。

(会長)

二つ目の就学に関わることについてご意見をいただきたい。医療現場で感じておられることなどどうか。

(委員)

クリニックで見ていると、先ほどから話があるように、対象の子どもの数は増えている。今回のデータでもあるように、数は増えてきているが、器質的な障害がベースにあるというのが医療の発達障害の定義なので、何年間で急に増えるというのはおかしい。そういうことも考えると、環境要因なども当然考えないといけないが、その辺を踏まえて就学相談をしていくのか、どうなのか。例えば最近ゲーム依存も低年齢化しているが、ゲーム依存であれば、症状はこだわりが強くなる、イライラする、認知能力も下がってくる、不安も強くなるためコミュニケーションも難しくなってくる、これはまさに発達障害の特徴である。そういう子たちを、そういう症状が見られたら特別支援学級の対象とするのかという問題。これではいくら人がいても、学校の先生の手が回らなくなっていくのではないかとこの状況である。

あともう一つ。IQだけで判断するわけではないだろうが、IQが60台の子で通常の学級を選択している子が増えてきているような印象はある。

(委員)

22ページの2市の比較ということで、この両市の就学支援のスタンスの違いはどうか

のかと思った。県の方では、まずは通常の学級の中でできる方策を十分に検討した上で、特別支援学級の必要性を検討というふうに出されているかと思う。

校内でこのお子さんは、特別支援学級で学ぶのがよいのか、それとも通常の学級で学ぶのがよいのかいうところで悩む学校が多いのかと思う。そのときに、やはり就学支援の全体の会議の前にもう少し、学校ごとの支援が必要なのかというふうに思った。

(委員)

市町の間での差ということだが、特別支援教育における基礎的環境整備について、各自治体の財政力とか政策優先度によって、格差が生じやすいのではないかということを感じている。通常の学級での支援の充実には、特別支援教育支援員の配置なども関わってくるが、そういったことが特別支援学級への在籍率であったり就学相談であったり、市町間の格差に繋がっていくところもあるのではないかということを感じている。

もう一つは、今、保護者のニーズや個別最適な学びを充実させていくということもあって、3年生ぐらいで読み書きに非常に困難さのある子どもを特別支援学級に在籍させたい、本来なら、通級の指導の対象の子どもを特別支援学級に在籍させたいというような保護者のニーズがあることも影響しているのかということを感じている。

(会長)

自治体の財政力が背景にあるのではないかということと、読み書きに困難を持っているお子さんの話をしていた。

三つ目のところ、職業的自立を目指した取組というところでいかがか。

(委員)

高等養護学校というのは、軽度の知的障害の生徒が障害者雇用枠での企業就職を目指すという学校になっている。卒業生のほとんどが企業就労できている。

3年間の中で、職場実習等を行っていきながら、その子の特性に応じた職種をマッチングしていくということがすごく大事になってくると思う。

また新たな就職先ということで、進路指導の先生方に、新規開拓のために校外に出ているといただいているというような状況である。

学校としては就労してもらおうということがすごく大事になってくるが、ただ就職することではなく、その子がずっと働き続けられる職場を選んであげたいということだが、保護者は企業就職と言えばこういうところといったイメージがあったり、こういうところはどうですかと勧めても、折り合いが難しいところがあったりするのが課題と思っている。

あと教育課程の中に職業基礎という学校設定科目があり、その中で仕事に対する心構えなども学ぶが、例えば給料をもらったときにその給料をどう使うか、ただ生活のために

使うとかを助言をするということではなく、どういうふうなお金の使い方をしたいのかというところも学んでいる状況である。

(会長)

働き続けられるというのは大事なことなので、数字も就職実現率だけではなく、何か離職率のような「マイナス」の数字を分析する必要があるのかもしれないと思った。

(委員)

就学相談会とか就学支援委員会に出させていただくと気になる発言や、アセスメントが十分でないのではないかという問題を感じている。

例えば、子どもに対して、大人が「何々させる」という言葉が使われるときには、具体的な指導支援の中に子どもが必要としていることが入っていないのではないかと思われることが、現場に行っても、会議の中でも見受けられる。教師側の正しい知識や実践力をつけていくという、指導力向上の課題があると思っている。

子どもをどう見ていくか、どう理解するかというところでも関連していると思う。「させる」という見方で子どもを見てみると、子どもの事実は見えてこない。実際に子どもが何がどのようにできるのか、どうすればできるのかというところをしっかりと見とっていくことで、子どもの自己理解も伸ばしていける。先ほど働き続けられるという話があったが、自分に向いた職種を選んだり、どういう働き方が自分に合っているのかということをしっかり考え、わかって選択したりできるというところにも、繋がっていくと思う。教員側の資質向上、指導力向上というところは、もっと充実させていきたい。

(会長)

教員の資質向上について大事なご意見いただいた。

次の次期の教育ビジョンのことにも関わって、繋がっていくことがたくさんあるかと思うので、少し先に進めさせてもらい、またそこでご意見等いただければと思う。

《議事(2)今後の本県特別支援教育の取組について、事務局より説明》

(会長)

事務局の方から、この「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」次期計画のたたき台についていろいろとご意見をいただきたいということなので、先ほどの意見等も繋がっていることであろうかと思うが、ご発言いただければ。

(委員)

産業医もしており、数名だが、企業に就職した子どもたちの対応をしている。

県は、就職を受け入れた企業に対して、何かヒアリング等をしているか。その子たちを診療し、日々の不満みたいなことも聞くと、それを産業医で企業の方に返したりはしているが、そういった企業へのヒアリングなどをして、改善策をとることはしているのか。柱の3の観点⑥のところでは連携とあるが、就職された先の企業と、県の職員が中に入って、ヒアリング等をされているのか。企業はあまりわかってないというところや、また財政的なこともあり、その子たちをなかなか指導しにくく、現場ではいろいろなことが起こっている。そのところの企業への対応とかヒアリングなどをやってもらえるのか。

(事務局)

事業の中に、しがごと応援団とか、企業様と繋がるような就労アドバイザーというものがいる。本来、就労アドバイザーは就労先を開拓していくというような立場で企業を回らせていただいているが、そういった話を伺わせていただくこともある。

ただ、今おっしゃっていただいたように、関係機関との連携というところでは、学校を卒業すると、支援機関が変わる。学校が直接支援するということではなくなるので、働き暮らし応援センターであるとか、福祉系の方に支援のものが変わってくるので、そちらと連携していただくということはあるかと思う。

今おっしゃっていただいているのは、その企業さんから何か聞くことによって、学校教育でも改善をしていくというようなこともやってみてはどうかということか。

(委員)

子どもたちが私のところに話に来るが、それまでにどこかの機関がその旨をちゃんと把握して、企業の方に改善を求めるとか、そういったことをやってもらっていない。実際私が直接企業に話をしているので、それらをちゃんとできるような仕組みがあるならば、総務課の方にその話をして、そこから改善したらいいかと思ったので聞かせてもらった。

(事務局)

他の福祉部局とか労働部局とも連携してまいりたいと思う。

(会長)

その点に関わってでも、他のことでも結構だが、ご意見いかがか。

(委員)

柱2の学びの基盤を支えるというところの観点③、インクルーシブ教育システムの理念や合理的配慮についての正しい理解のもと、特別な支援が必要な幼児児童生徒の困り感を適切に支援に繋ぐ組織的対応の促進と書いてあるが、まずインクルーシブ教育システムの理念や合理的配慮の正しい理解のもとというのは、誰に理解をしていただくという話な

のかということと、後半部分、適切な支援に繋ぐ組織的対応とあるが、これはどこが組織的対応をするということなのか。

(事務局)

この観点は、教職員の専門性の向上であるので、正しい理解をしていただくのは教職員だと思っている。また、学校として組織的に対応していただくということの促進を図っていきたいと思っている。

(委員)

教職員というのはどの教職員か。学校というのはどの学校か。

(事務局)

全ての学校である。

(委員)

特別支援学校だけでなく全てか。

元々高等学校の教員であり、特別支援学校に来ていろんなこと勉強させていただいた。インクルーシブ教育という言葉もほとんど知らなかったし、合理的配慮なども特別支援学校に来てからいろいろ勉強させてもらった。特別支援学校にいと、そういうことは普通に触れるが、他の学校種の先生方は、どの辺までご存知なのかという気がする。

本校で教育相談を引き受けているが、今中学3年生の子が来年高等学校進学ということで、行きたい高等学校があった。そこへ相談に行ったら、〇〇障害の生徒への対応はやったことがないので、うちは・・・という話もあって違う高等学校へ行かれる。やったことがないのでしないというのは、少なくとも私の学校では絶対理由にならないと言っているし、例えば合理的配慮の法律もできている中で、みんな知らないのかなと。どの学校にも支援が必要な生徒が増えているが、それがインクルーシブ教育だと思っている。

小学校は特別支援学級もあり、皆さんそういう意識は持っておられると思うが、一般的にはなかなかそういう意識がまだまだ低い。しなければいけないことすら知らないケースもあると思うので、そういうところを啓発なり何かをされていかれてはどうかと思う。

(会長)

まだまだ校種によっても、差があるというところ。

「今まで受け入れてないから」というのは確かに理由にはならないと思って聞かせてもらった。

(委員)

個別の教育支援計画とか個別の指導計画の活用率というところと絡めながらであるが、柱の1の観点①で、全ての校園において個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用をしていきましょうということが書いてある。先ほどの、どこの学校でも必要なことをしていけるようにということと関連していると思うのだが、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用率が低いところというのは、本人や保護者と一緒に作成されていないというふうに取り出される。大事なことは、困っている本人と一緒に、教員が個別の教育支援計画と、個別の指導計画を作っていくということなので、そこをもう少し引き上げていくために、どのようなアプローチが必要と考えているのかを聞かせてほしい。

(事務局)

県の方の取組としては、個別の指導計画、個別の教育支援計画を活用していくというところでは、一度作成したら終わりではなく、できるだけ子どもと、行った支援について振り返りながら、行った支援が自分に合っていたのか、合っていなかったのか、どういうふうな支援があれば、自分が学びやすくなるのかということとをぜひ一緒に考えてくださいということとを研修等でもお伝えしているところである。自分がどんな支援を受けているのか、どんな支援があると学びやすくなるのかをわかって、それを自分で伝えて求めていく力をつけていくことが必要であり、そのためのツールとして、個別の指導計画、教育支援計画を活用していましょうということを伝えながら、それができるように取り組んでいるところである。

(会長)

活用率が低いということの背景に何が原因なのかということをもっと少し分析が必要ということかと思うが、本人や保護者も含めて、特に本人が自分のことがわかるということと本当は大事かと思う。本人と保護者の間でずれがあることもあるだろうなとも思いつつだが。

(委員)

研修の中で確かにそういうお話は聞かされた、伝えられてはいるけれども、実際の校園でそれが行えてないというのはなぜなのかということの分析が必要なのではないか。前段の方で校内組織の話もあったが、管理職がいかんにかそこに入っていくかとか、特別支援教育コーディネーターがどうそこを繋いでいくかとかも大事なところかと思った。

(委員)

柱3のみんなで学びに関わるというところの観点の⑤、適切な就学相談の推進ということで、各市町でも非常に迷ったりしている部分があるのは、自閉症・情緒障害特別支援

学級に関して、以前に比べると、基準としては、以前は在籍していなかったような子どもが、特別支援学級の方に在籍している状況もあるのかというふうに思う。環境要因に大きく影響されるところもあるので、知的障害の程度に関する統一的な指標のようなものは作りにくいのかなとは思いますが、何らかの県として具体的にこういった姿というようなことを示してもらえると、各市町での就学相談や教育支援委員会での判断がしやすくなるのではないかと考えている。

(会長)

自閉症・情緒障害特別支援学級の子どもたちについての指標のようなものをもう少しということではどうか。その辺りもまた後で、まとめて県の方からもお答えいただければと思う。

(委員)

適切な就学相談というところで、もう今大人になっておられる方が、小学校から中学校に進学するときに、何の説明もなく特別支援学級在籍になり、高等学校に進学するときも、高等養護学校に行ったが、十分な説明は受けておらず、何となくそんなふうに来たというような方がおられたりする。最近では、子ども条例とか、子どもの権利を守りましょうとか、意見表明権を大事にしていきましょうということが非常に言われるようになってきているが、どこの学校に行くかということについても、本人にとって大事なことである。周りの意向に左右されるということはあるかもしれないが、いろいろ情報提供をした上で、本人の意向を聞く、意見を聞くというような視点も必要である。今後そのような流れになってきているので、必要な面かと思った。何も本人がそう言うから必ず聞かなければならないということではなく、少なくとも、そこに行くということに対する十分な説明は必要なのではないか。というのは、子どもが施設に措置されるときにも意見を聞いたり、十分な説明をしたりという流れが強調されてきているということもあるので、就学先ということに関しては本人を取り込んで、できる限り説明し、本人の意向を聞くというような姿勢や流れが大切ではないかと思った。

(会長)

とても大切なことだと思う。本人の意見を聞いて、そのために学校見学などいろいろなことがかと思う。

(委員)

小学校、中学校段階で個別の教育支援計画がうまく引き継がれてというようなケースであったとしても、高等学校段階になるときに、保護者の方が個別の教育支援計画を引き継ぎませんとおっしゃるようなケースも複数見てきたところがある。そういったことは、次

の高等学校での個別の教育支援計画の活用率の低さとか、そういうことにも繋がっているのではないかと思う。

もう一方で、知的に高い、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する生徒が増えてきて、中学校ぐらいの段階では、自分の障害というところまで言えるのかどうかはわからないが、自分の得意なことや苦手なことや障害も含め、そういった自己理解が進むと、次の段階、そしてまた高等学校を卒業してからの就労のところにもうまく活かせるのではないかなと思うと、小さいときからの自己理解をどう進めるかというのは非常に大事なところではないかと感じている。

(委員)

青年期以降は、本人に決めさせるというのはすごく重要だと思うし、高等学校進学についても、ある程度本人が決めて行った場合は、中退も少ないように思っている。

一方就学前の場合、今保護者の方は、子どもに希望があれば、それにほぼ従うみたいなことが割と多い。自己決定するところと保護者が決定するところの境がほとんど今、幼児期にはない。徐々にその決定権を子どもに与えていくという形にすればいいのかと思うが、幼児期の育て方を見ていると、この子は多分就労できないな、少なくとも困るだろうなという子はたくさんいらっしゃる。

今回の次期計画のたたき台、柱1の観点②というところの、「自己肯定感を高め、自己理解・自己決定できる力の育成」というのは、すごく青年期以降大事になってくると思うが、この辺りをどうやって高めるかというのを具体的に幼児期からしていけないといけないと考えている。

これからどんどんアカデミックスキルや知識基盤型の教育がいらなくなっていく、非認知能力など、その辺が重要になってくると思う。就労のときにも、その辺りを今の小さい子どもさんを育てるお母さん方は考えてやっているのかというのはすごく感じるし、重大な問題かと思う。それを誰がマネジメントするかというと、私達医者は、点でしか関わっていないし、誰かがマネジメントしないと、どんどん先送りしていったって、教育現場の先生方にすごく負担がかかるのではないかと思っている。

保護者の教育が最終予後に強い影響を及ぼすというのは、少なくとも、アカデミックスキルは就学前に教えた場合は、学力などにプラスの相関があると言われているが、就学以降はほぼないと言われている。これが正しいかどうかわからないが、いろいろな研究ではそのようになっているし、小学校以降はアカデミックスキルよりも、もっと生活スキルやソーシャルスキルなど、そういうことに重点を置いていくような教育にシフトをしていくという意識を、学校の先生方や地域、県全体で作っていかないと厳しいような気がしている。またその辺をたたき台に盛り込んでいただけるといいというような感想を持った。

(会長)

親御さんが学ぶ場というのが本当に大事だと思うが、就学前のところに関わっていると、いわゆるこれまであったような療育に行く親御さんが本当に減っている。母親の就労がすごく増えてきているので、なかなか親が学ぶ場がなくなっているというのも、今の話を聞きながら感じたところである。

(委員)

就学前の話が出たが、保護者と合意形成を図る難しさを都度都度感じている。

IQ60で通常の学級という話があったが、子どもの困り感を感じても、そこを保護者になかなか理解してもらえない。小さい頃からの自己理解というところもあるが、保護者に我が子のことをまず理解してもらおう。そこからでないとなかなか本人が自分を理解することに結びつかないところもあるのではないかと感じている。就学前は毎日保護者と出会うというところで、日々の姿も伝えながら一緒に考えるのではあるが、なかなか前に進まない家庭もある。

また、先ほど話に出ていた環境要因、ゲームの世界に子どもたちが埋没してというところで、その子どもの実態は親の実態ともリンクしていることが多く、親子でその連鎖にはまってなかなか生活リズムが変わらなかつたり、ご褒美のようにゲームをさせてあげたり、ご飯を食べるときもテレビを見ながらなど、そのようなことが生活環境の中で大きかつたりするので、まずは保護者に理解してもらおうところが一番大事かと思っている。

インクルーシブ教育も、保護者や社会にもまだまだ浸透していないところもあると思うので、浸透できるように広めていくことが必要だと思う。

個別の教育支援計画の作成についてであるが、公立園は作成をすることが多いが、私立園の状況を聞くと、支援が必要なことはわかっているが、作成に時間が割けなかつたり、人的環境が整備できなかつたりして、なかなか作成が難しいという状況も聞いている。

(会長)

福祉関係のところでしょうか。

(委員)

観点⑥の就労先や卒業後を見据えた進路のところ、まさに重要なことだと思っている。

先ほど議論の中でも出てきている個別の教育支援計画や、個別の指導計画の活用も、連携をしていくにあたって、どういった特性や課題を抱えておられるのかということを経済社の方でも理解し、その方に合った支援をしていくための重要なツールだと捉えているので、そういった意味でも、個別の教育支援計画の作成、活用が進むようにということと、そういったものも活用した連携を福祉部局においても積極的に図っていけるような体制ができればと思っているところ。

合理的配慮やインクルーシブ教育ということを社会啓発していくという話もあったが、県においては令和元年に条例も作っており、広く周知も図っていくということと、今年度見直しの議論もしているところである。合理的配慮や、障害の社会モデルという考え方を、県民の皆様や実際に障害のある方と接する可能性のある事業者の方に広く知っていただくような取組をやっていければと思っている。出前講座などの取組もしており、小中学校等に出向き、講座を行うような取組をしているので、そういったところも連携できるところは連携していければと思っている。

観点④の多様な学びの機会の確保のところであるが、福祉の面の課題としては、例えば近年の医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児への支援のニーズが増えてきている。看護師配置の推進と書いてあるところがあり、そういった課題にも対応するところなのかと思っているが、福祉の面においても、例えば医療的ケア児を支援される方に対してバックアップしていけるような機能として、医療的ケア児支援センターというものを委託して設置をしているので、そういったところとも連携して、医療的ケア児の方もしっかりと教育が受けられる機会を保障していけるように我々の方としても連携をしていければと思った。

(会長)

本当に様々な意見をいただいた。また事務局の方で次期計画の策定に生かしていただきたいと思う。以上本日の議事についての協議を終了させていただく。

・閉会挨拶